

指定管理者を非公募により選定する理由

施設名	門真市立市民公益活動支援センター
団体名	特定非営利活動法人トイボックス
非公募理由	<p>市内公共施設マネジメントや管理計画に基づいた市内施設の在り方や移転・廃止を含めた検討により、令和6年度に限る特例措置として門真市立市民公益活動支援センター条例の一部改正を行い、市民公益活動支援センター利用者の利用時間を縮減することとなった。</p> <p>また、現在の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって終了することや、条例の一部改正による従来からの利用可能施設・時間帯の変更に伴い、複雑な対応が求められると想定されることから、令和6年度において、現在の指定管理者に暫定的に管理運営を継続させ、特例措置期間の終了後の供用開始に合わせて新たな指定管理者を指定することが、市民公益活動支援センターの利用者への負担軽減及び管理運営上、効率的であるため、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項第4号に基づき、非公募による選定を行ったが、協議の結果、候補者より指定管理者候補者を辞退する申出があった。</p> <p>上記の事情を踏まえ、令和6年度における市民公益活動支援センターの運営にむけて早急に指定管理者を指定する必要がある状況において新たな指定管理者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式による選定では、公募や周知期間にかなりの時間を要することとなり、議会の議決を得ることができず、令和6年4月1日からの運営に支障をきたす恐れがあるため、市民公益活動支援センターが所在している門真市民プラザの施設全体のハード面及びソフト面に精通している指定管理者である特定非営利活動法人トイボックスに指定管理させることにより、市民公益活動支援センターを含めた門真市民プラザの管理を一元化することで、業務の円滑な実施を確保できると考え、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項第3号及び第4号に基づき、非公募による選定とする。</p>
根拠法令	門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項第3号及び第4号